

「杉並区学校希望制度検討会」報告書

平成24年3月

杉並区学校希望制度検討会

目 次

第1章 杉並区学校希望制度の概要

- 1 制度導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第2章 杉並区学校希望制度の検証

- 1 検証の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 検証の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3 検証の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 4 検証
 - (1)「魅力ある教育活動の実現」について・・・・・・・・ P 10
 - (2)「開かれた学校づくり」について・・・・・・・・ P 11
 - (3)保護者の意向と学校選択について・・・・・・・・ P 12
 - (4)地域との協働について・・・・・・・・ P 13
 - (5)小中一貫教育との関係について・・・・・・・・ P 14
- 5 検証のまとめ
 - (1)アンケートに見られる意見の傾向・・・・・・・・ P 15
 - (2)検証のまとめ・・・・・・・・ P 15
 - (3)見直しにあたっての重点事項・・・・・・・・ P 17
- 6 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

資料編

- 資料1：選択できる学校の範囲
- 資料2：保護者アンケート結果
- 資料3：学校関係者アンケート結果
- 資料4：杉並区学校希望制度検討会設置要領
- 資料5：杉並区学校希望制度検討会委員名簿
- 資料6：杉並区学校希望制度検討会スケジュール

第1章 杉並区学校希望制度の概要

1 制度導入の経緯

児童・生徒が就学する学校は、学校教育法施行令に基づき、教育委員会が指定することになっています。その際、教育委員会は、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。

しかし、地理的理由や身体的理由など、その理由が相当と認められるときは、指定校を変更することにより対応しているところです。

こうした通学区域のあり方に対し、平成9年1月、地方分権や規制緩和の流れを受け、旧文部省より「通学区域制度の弾力的な運用について」として、教育上の影響等に留意しつつ、その弾力的運用を促す通知が出されました。

この通知後、杉並区では平成12年、学識経験者等による「杉並の教育を考える懇談会」から、「通学区域については学校を活性化し、特色ある教育を展開しつつ、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを進めるために、現行の制度を維持しつつ、保護者や子どもたちが通学したい学校の希望を聴くなど、より弾力的な仕組みの検討が必要である」との提言を受けました。

この提言に基づき、杉並区教育委員会では平成13年9月、「魅力ある教育活動の実現」と「開かれた学校づくり」を目指して、平成14年度から小学校及び中学校新1年生を対象に「杉並区学校希望制度」を開始しました。

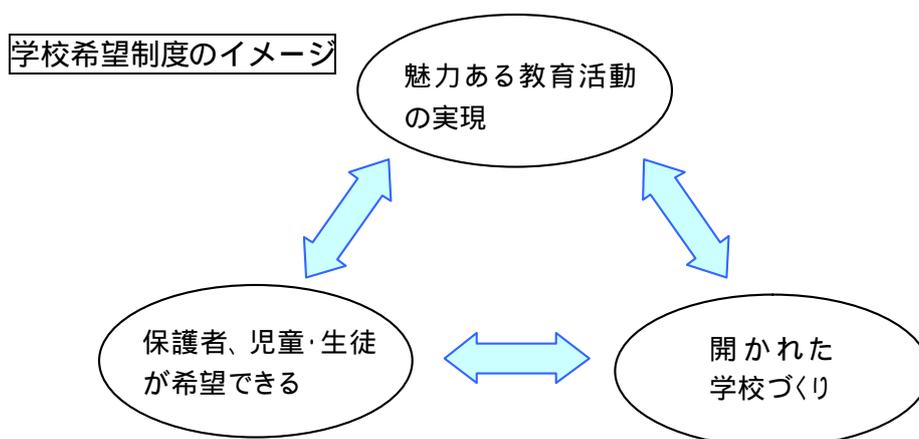
2 制度の目的

制度開始にあたり、その目的と効果を次のように掲げています。

- (1) 希望制度により、各学校は、これまで指摘されてきた、横並び意識や画一的な学校教育からの脱却を進め、子どもたちにとって魅力ある、個性豊かな学校づくりに取り組むことができ、また、その結果として、区立学校全体の活性化を図ることができます。
- (2) 子どもに適した教育を求める保護者側の意向を尊重し、選ぶ側の意識を柔軟にするとともに、保護者の学校教育への関心と責任感を高め、保護者と学校との信頼関係のもと、保護者の参画を得た魅力ある学校づくりが進められます。
- (3) 学校の情報を、保護者や地域に積極的に発信することを通じ、開かれた学校づくりをより一層推進できます。

(杉並の教育を考える懇談会幹事会「『通学区域の弾力化』について」より抜粋)

こうした、「魅力ある教育活動の実現」「保護者、児童・生徒が希望できる」「開かれた学校づくり」の三つの目的が相互に関連することで、平成17年に策定した「杉並区教育ビジョン」で区が目指す「地域ぐるみの教育立区」を推進していくものとしています。



3 制度の概要

希望できる学校の範囲

通学区域を定めた上で、住所地の指定校の学区域に隣接する学区域の学校を希望できます（資料1）。

対象

小学校及び中学校新1年生(小学校は平成16年度より対象を在学年に拡大)

受入人数

毎年度、各学校の受入態勢を考慮した上で定めます。各校の受入人数を超えた希望申請があった場合は、抽選となります。

主な学校情報の公開

学校案内チラシ

学校ホームページ

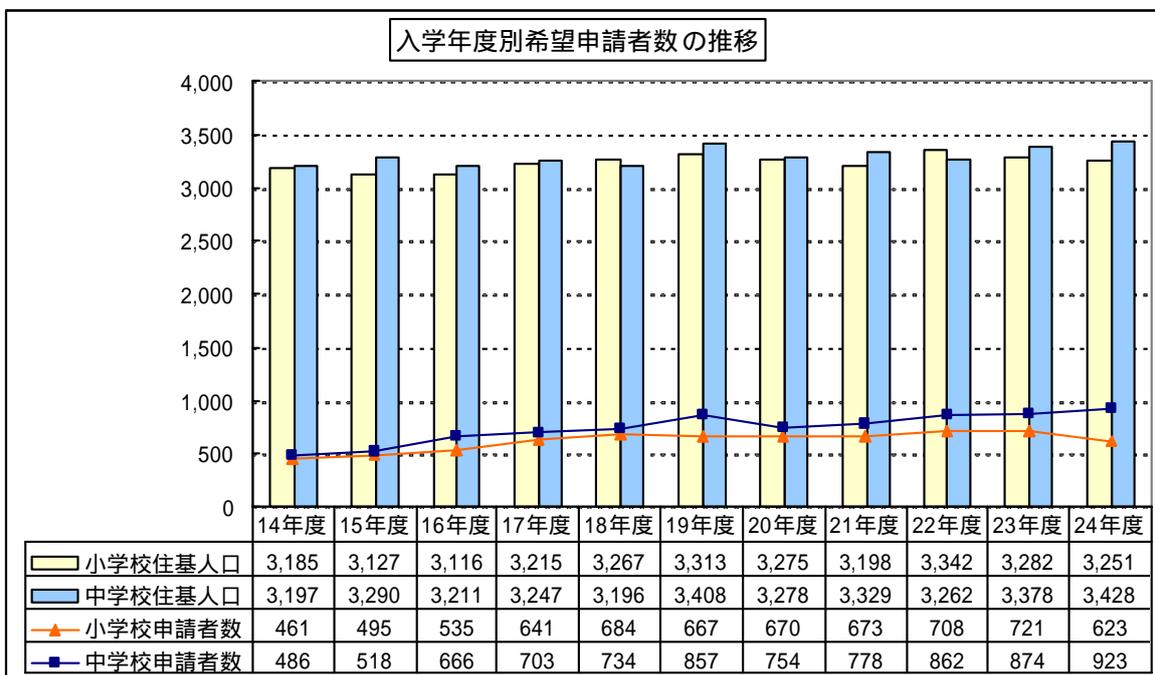
学校見学会

学校説明会

希望申請者数

制度開始以降の希望申請者数は以下のグラフの通りです。

平成14年度以降、希望申請者の割合は小学校は約20%、中学校は約25%で推移しています。



第2章 杉並区学校希望制度の検証

1 検証の目的

学校希望制度は制度開始以降、常に一定の割合で利用されており、制度そのものは区民に理解が進んでいると考えます。

しかし、当初に掲げた「魅力ある教育活動の実現」「保護者、児童・生徒が学校を希望できる」「開かれた学校づくり」という制度の目的に対し、保護者や児童・生徒がどのような判断基準で希望しているのか、また、それが学校の教育活動にどのような影響を与えているのか、制度実施から10年を経過したこの時点を捉えて改めて検証し、制度のあり方を考えていくことを目的としています。

また、学校と地域とのつながりの希薄化を懸念する声は制度開始後から出ていますが、「教育ビジョン2012」の基本目標である、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を進めていく上で、その取組みの方向である「家庭・地域・学校をつなぐを重視した、共に支える教育を進めます」「地域と共に歩む『新たな公共空間』としての教育基盤を整えます」といった内容を、今後は地域との関わりの中でどう整合していくのか検討します。

2 検証の視点

(1) 魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくり

魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりは、学校希望制度の目的であり、各学校で積極的に取り組んできたところです。今回、この目的に向けた達成状況について検証を行います。

(2) 保護者の意向と学校選択

自分の子どものよりよい成長を願う保護者側の意向を尊重するとともに、保護者の学校教育への関心と学校運営のかかわりを高め、保護者の参画を得た魅力ある学校づくりを進めていくことを目的としてきましたが、その

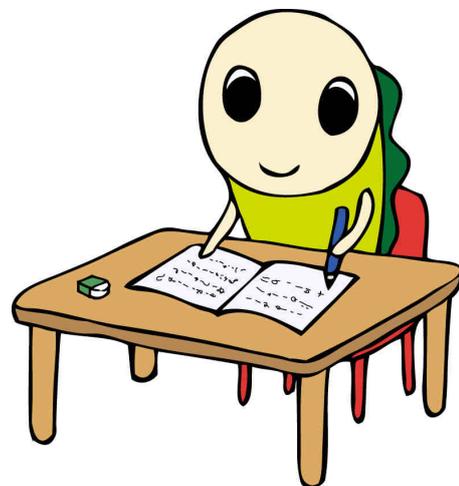
実態と課題について検証を行います。

(3) 地域と協働する学校づくり

学校希望制度では、通学区域を越えた幅広い範囲から児童・生徒が通学しています。学校支援本部の設置や地域運営学校など地域との協働が進む中で、地域による学校支援との関わりの観点から学校希望制度の検証を行います。

(4) 小中一貫教育との関係について

杉並区では、目指す教育の手立てとして、小中一貫教育に取り組んでいます。小中一貫教育の現在の取組み状況を踏まえて、今後学校希望制度とどのような関係にあるべきなのかについて検討を行います。



3 検証の方法

(1) 検討会の設置

教育委員会事務局に学校・PTA関係者を含む「杉並区学校希望制度検討会」を設置し、各視点からの課題について検証を行う。

(2) 学校希望制度に関する保護者アンケートによる検証(資料2)

【実施年度】平成22年度

【アンケート集計期間】平成23年1月12日(木)~28日(金)

【調査対象】

平成23年度新入学予定者(小・中学校)の保護者

平成22年度小・中学校各1年生の保護者

【調査方法】郵送による調査依頼及び回答

【集計結果】

		小学校新入学	小学校1年生	中学校新入学	中学校1年生
調査対象数		819	837	883	763
回答者数(回答率)		524(64.0%)	494(59.0%)	366(41.5%)	367(48.1%)
回答者 内訳	指定校	307	301	185	223
	希望校	217	193	181	144

(3) 学校希望制度に関する学校関係者アンケートによる検証(資料3)

【実施年度】平成23年度

【アンケート集計期間】平成23年7月7日(木)~29日(金)

【調査対象】

杉並区立小・中学校長

杉並区立小・中学校PTA会長

各学校支援本部(調査依頼は代表者あて)

学校運営協議会(調査依頼は会長あて)

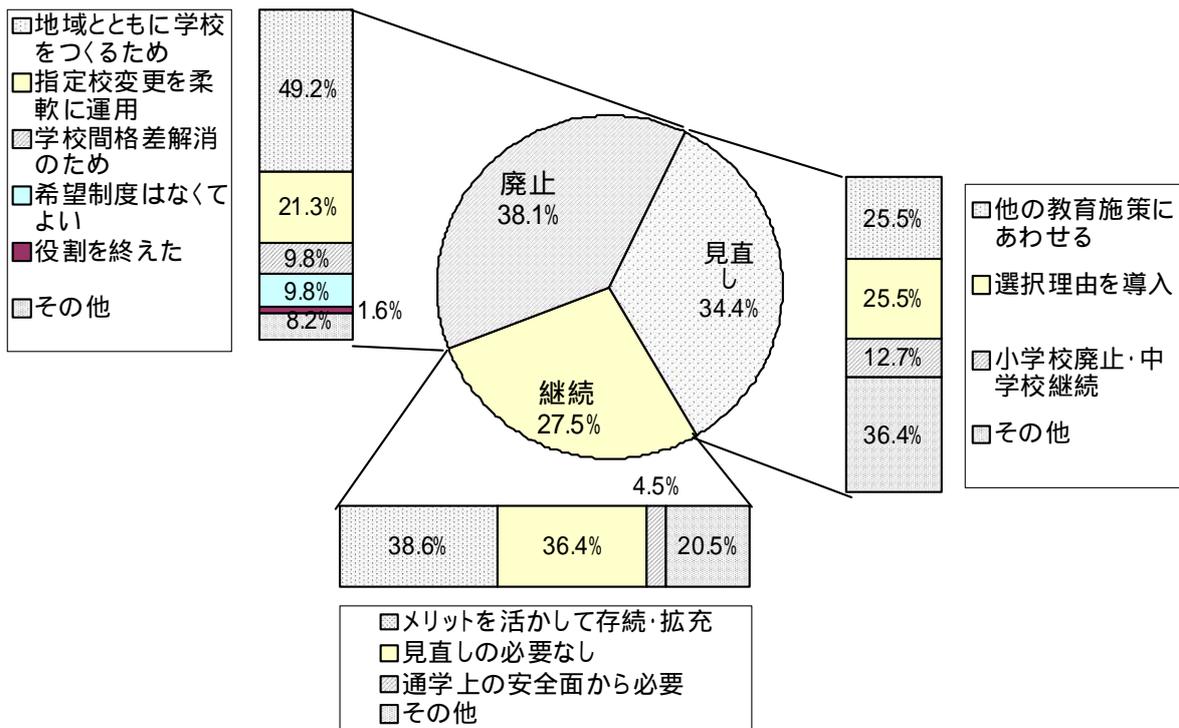
、 については複数回答の場合あり

【調査方法】郵送、庁内メール及び交換便による調査依頼及び回答

【集計結果】

		校長	PTA 会長	学校支援本部	学校運営協議会	合計
調査対象数		66	65	62	15	208
回答者数(回答率)		52(78.8%)	56(86.2%)	36(58.1%)	15(100%)	159(76.5%)
回答者内訳	小学校	35	37	24	6	102
	中学校	17	19	12	9	57

【見直しに対する意見傾向】



4 検証

(1) 「魅力ある教育活動の実現」について

学校希望制度における 3 つの目標の一つとして、「魅力ある教育活動の実現」があります。ともすれば画一的であった学校教育を見直し、個性豊かな学校づくりへ向けて取り組むことで、学校の魅力を高め、保護者や児童・生徒の希望を叶える学校づくりを目指しています。

その実現のため、制度開始以降、各学校では「特色ある学校づくり」の積極的な取り組みを進め、それぞれの特長を活かした、多岐に渡った活動を行ってきました。

こうした取り組みに対して、保護者のアンケートでは在籍校への評価は全体的に高くなっており、特に、「活気のある教育活動」は、『実現されている』『やや実現されている』の回答を合わせると、小・中学校ともに約 90%の保護者が肯定的な評価をしている結果となっています。

しかしその反面、特に小学校では、入学前の保護者へ学校の情報が伝わりにくいこともあり、同じアンケートの「学校を選んだ理由」についての設問では、「自宅からの距離」等の個人事情による理由に比べ、「魅力ある教育活動」等の取り組みによる希望理由は低い順位となっています。

このことは、学校での教育活動が、在籍している保護者や児童・生徒の中で評価されている一方で、就学前のお子さんを持つ保護者の方々には、そうした学校での取り組みがなかなか伝わっていないことを示しています。

制度開始から 10 年目を迎え、魅力ある教育活動に対する取り組みは、ほぼ出揃ってきたものと考えます。今後は、これまで学校独自で取り組んできた活動をさらに広げ、地域と連携した活動の中で学校の魅力を創っていくとともに、隣接する学校同士で情報の共有化を図り、互いに連携してその取り組みの内容を深め合う関係へとより発展・充実させていくことが求められています。

(2) 「開かれた学校づくり」について

学校を開き、活性化させていくためには、学校の努力だけではなく、地域や保護者の理解と協力が不可欠です。

学校希望制度の二つ目の目標である「開かれた学校づくり」に関する取り組みでは、学校が地域等と協働して行う行事等の状況をその指標としてあげてみました。それによると、学校希望制度を開始した当初に比べると、各校で行う行事等の件数が倍増しており、学校の積極的な姿勢が保護者や学校関係者からのアンケート結果でも高く評価されています。

「(入学前に)学校に期待すること」についての設問に対して、あまり期待値の高くなかった『地域と連携した活動の充実』ですが、入学後の在籍校への評価では、同じ項目について、『実現している』『やや実現している』と回答した割合が80%を超える結果となりました。

学校関係者からのアンケートでも、「閉鎖的であった学校が身近になった」などの意見が多く見られ、学校と地域との相互協力関係ができつつあるという実態が見受けられます。

また、制度開始後の平成17年に4校でスタートした地域運営学校は、23年度には小学校9校、中学校7校へと広がり、また、平成18年に全国に先駆けて始まった学校支援本部は、22年度には小・中学校全66校に設置されました。

制度開始当初とは学校を取り巻く状況も変わり、こうした地域からの組織的な支援を受けることで、教育活動や学校運営を活発に行うことができる環境が整いつつあります。

現在学校は、こうした地域との教育活動をより充実させるとともに、地域とかかわりを持ち続け、共に学校の教育活動を深めていくことが求められています。

これまで制度を実施する中での保護者は、主に学校の教育活動や運営を見聞きし、選ぶことを重視する立場にありましたが、今後は学校の教育活動・運営に積極的に参画して、足りないところを補い、共に創っていく主体的な担い手としての役割が期待されています。

(3) 保護者の意向と学校選択について

学校希望制度開始以降、住民基本台帳人口に対する希望申請者の割合は、小学校は約 20%、中学校は約 25%程度で推移しており、一定の保護者の理解は得ているものと思われます。

学校希望制度は理由を問わず希望できるものですが、保護者からのアンケート結果から学校を選んだ理由についての回答を分析してみると、「自宅からの距離」や「兄弟が在籍」「子どもの友人関係」などの、個人的な事情によるところが全体的に高い結果となっています。

指定校進学者・希望制度申請者別にその内訳をみると、小学校では順位の違いはあってもほぼ同じ理由が並ぶのに対し、中学校ではやりたい部活動や学校の雰囲気、教育活動の内容や近隣の評判など、小学校に比べると多岐にわたる理由が並び、特に希望制度申請者でその傾向が顕著に見られます。

(表 1)

また、学校を選ぶにあたっての情報源についての質問では、保護者同士や地域での口コミによる情報に強く依存している面が見られます。実際に、学校希望制度申請者数の経年比較を見ても、「学校が荒れている」といった風評が出ている学校、校舎改築による新校舎の学校などへの申請者数が大きく変化しているという結果が出ており、保護者や地域の噂、口コミ等により評価が大きく左右している現状が浮き彫りになっています。

このように、学校により希望者数に大きな隔たりが生じると、学校規模の格差が拡大し、大規模校は教室不足が懸念され、小規模校では集団活動の実施が困難など、学校運営に支障が出てくる場合もあります。

学校希望制度は、「保護者、児童・生徒が希望できる」ということで、保護者や児童・生徒本人の意思が尊重される弾力的な仕組みである一方で、ともしれば口コミや風評などにより容易に影響を受けてしまうという課題も抱えていることがうかがえます。

保護者からは、入学前には上記(1) (2) にあげたような学校の取組みを意識する機会はあまり多くありませんが、入学後では在籍校への評価は高いものとなっており、学校に入学し、その取組みを知り、また、参加する中で、学校に対する理解が高まってくるものと考えます。

【表1】希望理由順位の比較

分類については資料2〔問2〕「選択項目分類表」を参照

小学校

分類	希望理由	指定校	希望申請
1-	自宅から近い	1	2
1-	兄弟が在籍	2	3
1-	子どもの友人関係	3	1
1-	通学上の安全	4	4
3-	近隣からの評判	5	5
2-	学校の周りの環境	6	10
3-	学校の雰囲気	7	8
1-	保護者や祖父母の出身校	8	15
3-	教育活動の内容	9	7
1-	保護者の交友関係	10	9
3-	良い校風・伝統	11	11
3-	地域と連携した教育活動	12	13
4	その他	13	14
2-	児童生徒数・クラス数が多い	14	6
1-	保護者の利便性	15	12
2-	児童生徒数・クラス数が少ない	16	16

中学校

分類	希望理由	指定校	希望申請
1-	自宅から近い	1	4
1-	子どもの友人関係	2	1
3-	学校の雰囲気	3	2
3-	近隣からの評判	4	5
1-	兄弟が在籍	5	10
1-	通学上の安全	6	11
1-	保護者や祖父母の出身校	7	18
2-	学校の周りの環境	8	12
2-	やりたい部活動	9	3
3-	教育活動の内容	10	6
1-	制服の有無(中学校)	11	8
3-	地域と連携した教育活動	12	15
3-	良い校風・伝統	13	7
1-	保護者の交友関係	14	17
3-	卒業生の進路状況	15	13
2-	児童生徒数・クラス数が多い	16	9

(4) 地域との協働について

近年、地域と学校とのかかわりについては連携が進んでいると評価する意見が多く、学校関係者からのアンケートからも、昨今の防犯意識の高まりから、登下校中の安全についても地域の大人が見守りを行うなど、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」という考え方がより強く根付いてきている面が見られます。

とりわけ東日本大震災以降は、防犯だけでなく、災害時の登下校中の安全対策や震災救援所としてどう対応していくかということが課題となっており、これまで関心が薄れがちであった保護者と地域とのつながりについても再認識されてきているところです。

また、学校希望制度を活用した児童・生徒の中には学校での友人関係や学校行事との兼ね合いから、居住地での行事に参加する機会が少なくなり、さらには、保護者も子どもを通しての地域との関係が少なくなるなど、地域との関係が希薄化する傾向があると指摘されています。

学校が地域に根ざし、地域の礎となるためには、今回の震災に限らず、普

段から学校と地域の関係づくりを築いていくことが重要であり、そうした取組みを通じて、そこで関わる全ての人々の中に、改めて子どもたちを守り、地域を支えていく力が生まれ、育っていくものと理解しています。

(5) 小中一貫教育との関係について

杉並区における小中一貫教育は、義務教育の9年間を通して、よりよく生きていくために必要な基盤(基礎・基本)をつくることを目的としています。

「教育ビジョン2012」では、今後10年を見据えた杉並の目指す教育として「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を基本目標に掲げています。杉並区の小中一貫教育は、この「教育ビジョン2012」で掲げられた目標を実現するため、連続性ときめ細かさを重視し、小学校・中学校が一貫した理念に基づく教育を行うものであり、現在、各学校の自発的な取組みを通して、区内の全ての学校において推進しております。

学校希望制度との関連では、すでにある小・中学校の組み合わせの中で系統性・連続性のある学習指導や生活指導などを進めていくにあたり、学校希望制度により児童・生徒の流動化が生じ、現行の制度のままでは一貫した理念に基づく教育の推進が難しいのではないかと意見もあります。また、小中一貫教育の連携を進めている小・中学校の学区域が整合していないため、進学にあたって指定校変更や学校希望制度を活用せざるを得ない場合も生じてきます。

現在は小中一貫教育を進めるにあたり、小・中学校の相互で交流を深め、より一層の連携を強めていく段階にあり、小中一貫教育と学校希望制度の教育施策の整合を図る必要があります。さらには、今後小中一貫教育が広く根付いてきた時点で、小・中学校の学区域のあり方も別途検討する必要があるものと考えます。

5 検証のまとめ

(1) アンケートに見られる意見の傾向

これまで、「4 検証」のとおり、5つの視点から検証と議論を進めてきました。

この議論を踏まえ、今後の杉並区の教育における、学校希望制度の基本的なあり方を明らかにしていくことが必要とされています。

今後の制度のあり方について、学校関係者アンケート(資料3)に見られるように、見直しに対する意見傾向では、「継続」が27.5%、「廃止」38.1%、「見直し」34.4%で、廃止と見直しを合わせると約73%にのびります。

「継続」とした27.5%の内の主な理由としては、「メリットを活かして存続・拡充」、「見直しの必要なし」という意見が大半を占めています。

逆に、「廃止」とする38.1%の中での主な理由では、「地域とともに学校をつくるため」が最も多く、次に、従来より実施している「指定校変更を柔軟に活用して対応可」、続いて「学校間格差解消のため」となっています。

「見直し」とする34.4%の中での主な理由としては、「他の教育施策にあわせる」とした、教育施策間での整合をとるとの考えや、「選択理由の導入」といった、単に風評に惑わされるのではなく、主体的に意思を持つことへの転換を図る理由が多く、次に「小学校廃止、中学校継続」とした意見もありました。

このようなことから、「4 検証」で指摘したとおり、本制度は魅力ある教育活動など学校づくりに大きく寄与してきた一方で、様々な課題も生じてきており、必要な見直しを図っていく必要があります。

(2) 検証の視点ごとの意見のまとめ

検証を進める中では、これまで述べてきたとおり、各視点から様々な意見が出されましたが、それらをまとめてみると、「地域性」、「教育環境」、「子どもの意思の尊重」といった3つのグループに分けることができます。

【地域性】

検証の視点	地域性について検証の視点からの意見
開かれた学校づくり	地域との連携については、学校と地域の相互協力関係も進み、アンケートを見ても、在校生の保護者からの評価は高くなっています。今後もより一層連携を推進していく必要があります。
保護者の意向と学校選択	学校には、様々な希望を持って入学してくる児童・生徒がいます。こうした児童・生徒をまとめ、適切な教育を実施するためには、地域の人々の協力を得ながら学校の特色を活かした教育を進めていく必要があります、今後も引き続き取り組んでいくことが求められています。
地域との協働	防犯対策に加え、災害時にも子どもの安全が図れるよう、地域ぐるみで見守り育てていくことが重要であると考えます。
	学校と地域の連携は、地域の活性化につながっていきます。

【教育環境】

検証の視点	教育環境について検証の視点からの意見
魅力ある教育活動の実現	在校生の保護者アンケートでは、学校における教育活動や学習内容に対する評価は高く、今後もこうした教育環境を維持していくことが重要です。
	魅力ある教育活動を実現していくため、児童・生徒数の偏在を防ぎ、適正規模を保てるよう配慮し、子どもたちの成長を図る望ましい教育環境を今以上に整えていく必要があります。
開かれた学校づくり	児童・生徒にとって、地域の人とのかかわりは、社会性を学び習得していく重要な機会です。そのため、今後も地域の活動に参加し、児童・生徒の地域への帰属意識を高め、その成長を見守っていくことが求められています。
保護者の意向と学校選択	中学校の希望申請では、やりたい部活動や教育活動の内容により希望している傾向があり、そうした子どもの意思を一定程度配慮する必要もあります。

地域との協働	日頃から学校と地域が積極的なかかわりをもつ中で、相互の理解が深まり、そこに参加する人々が自らの学びや成長につなげていくことが期待されます。また、そうした中であってこそ、子どもたちは安心して学び育っていくことができるのであり、こうした学校づくりをさらに進めていくことが必要です。
--------	--

【子どもの意思の尊重】

検証の視点	子どもの意思の尊重について検証の視点からの意見
保護者の意向と学校選択	小学校への入学段階では、児童が自身で判断する力が育っておらず、保護者の意向が強く反映された希望となる傾向があります。一方、中学校への入学段階では学校希望の際、部活動など子どもの意思が少なからず反映されることがうかがわれます。こうした子どもの意思に配慮し、その後の教育の中に活かしていくことも必要であると考えます。

(3) 見直しにあたっての重点事項

見直しにあたっては、上記でまとめたものを踏まえ、次に上げる3点が重要であると考えます。

地域と学校のつながりを重視する

学校希望制度が発足した当時には設置されていなかった学校支援本部や地域運営学校が整備され、家庭・地域・学校が一体としてネットワークを形成しつつあります。自分の住んでいる地域の学校として、それぞれが自覚と責任を持ちながら当事者として学校運営に関わっていくことが、現在、進められています。

これまではどちらかと言えば防犯対策が中心であった児童・生徒の登下校中の安全確保については、東日本大震災以降、災害時の対策にも関心が高まっています。とりわけ、家庭・地域・学校のネットワークにより子どもたち一

人ひとりを見守る仕組みを構築していく必要があり、その早期実現に向け取り組んでいくことが重要です。

児童・生徒は、家庭や地域の一員として、学校や社会という組織の中で成長していきます。身の回りの人々や組織とのかかわりあいの中から、人と人が信頼しあうことの大切さを学び、また、経験を積み重ねることで、他者への敬意やいたわりの気持ちを育てていきます。こうした児童・生徒の成長を支えていく様々な土台を整えていくこととともに、地域で行われる活動を通して、地域への帰属意識を高めて、次の時代の担い手として成長していくことが望ましいと考えます。

児童・生徒の学習面、生活面から望ましい教育環境の整備と通学時の安全性の確保を図る

充実した学校生活を送るためには、学習面・生活面においても、様々な個性をもつ児童・生徒の中で学び、また、経験する中で新たなものを体得していくことが重要となります。そのため、教育環境にあっては適正な規模を保ちつつ、環境整備を図っていく必要があります。

小学校においては、徒歩での通学に望ましい距離や登下校中の安全確保を考えることが必要です。家庭・地域・学校のネットワークの中で見守られ、安心して学校生活が送れるよう適切な通学距離を保ち、顔の見える生活空間の中で育ち、育てられる関係を築いていくことが求められています。

児童自らが学び、考え判断する意思を尊重する

自らの意思で選択し、その意思を実現していくことは、自らの責任を実感し、率先してかかわっていくことで子ども自身の成長を促します。

中学校への進学時には、部活動など、やりたいことや学びたいことから進むべき方向を考える場合もあります。そのため、自ら希望する意思を明らかにしていくことに対しては、一定の配慮が必要と考えます。

6 総括

(1) 学校希望制度による学校づくりの到達点

「杉並区学校希望制度」は、保護者の学校選択の範囲を拡大することなどにより、これまでどちらかと言えば内向きであった学校の体質を改め、開かれた学校づくりを進めることを目指すものです。

加えて各学校では、特色ある学校づくりに取り組むとともに、まちが育てる学校という視点から地域の方々が学校運営に参画し、地域の力で学校を支える学校支援本部が全校で発足しました。また、地域運営学校といった地域参加の仕組みが立ち上がり、開かれた学校づくりは着実に進展し、家庭・地域・学校が連携して進める基盤は整いつつあります。

しかし、学校選択にあたっては、保護者等に制度が浸透し理解が深まっていく一方で、校舎の新しさや風評などに左右され希望者数に偏りが生じる場合など、今後改善すべき課題も残っています。

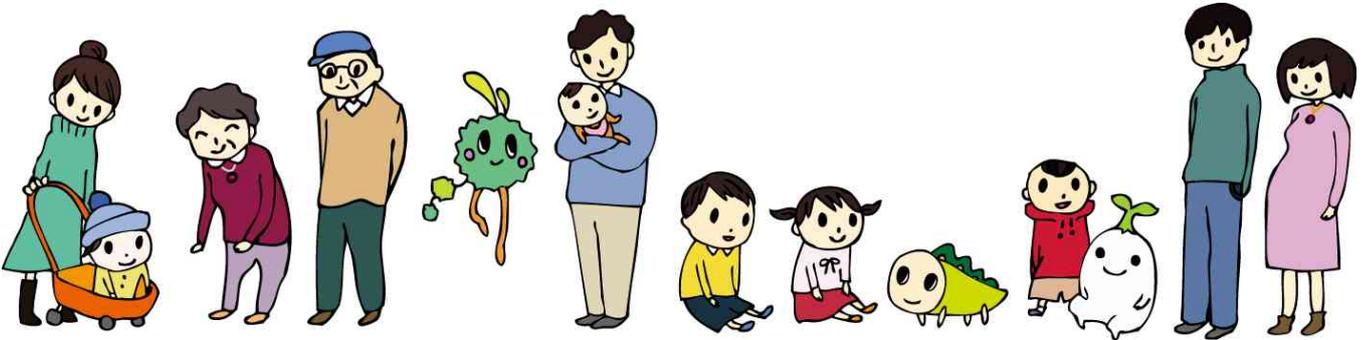
この間の取組みを全体としてみると、平成14年度から制度実施によって学校の体質は開かれたものに大きく変化しており、基本的には当初の制度目的である「開かれた学校づくり」はほぼ達成されたものと考えます。

(2) これからの方向性について

今後はこうした到達点に立ち、魅力ある教育活動をさらに進めていくことが必要です。そのため、「開かれた学校づくり」がほぼ到達された現段階における学校選択では、児童本人の意思に着目し、これまで理由を問わず学校を希望できるとしてきた運用から、今後は学校を志望する児童の意思を尊重する新たな「学校希望制度」を構築していくことが必要であると考えます。

こうした取組みを通して、魅力ある教育活動が進められ、各学校が児童・生徒にとってかけがえのない学び舎となることを心より期待しています。

資料編



資料 1

選択できる学校の範囲

【小学校】

指定校		隣接校							
1	杉並第一	杉並第五	杉並第六	杉並第七	杉並第九	馬橋			
2	杉並第二	杉並第六	杉並第七	西田	東田	高井戸	浜田山	松ノ木	
3	杉並第三	杉並第四	杉並第八	杉並第十					
4	杉並第四	杉並第三	杉並第六	杉並第八	馬橋				
5	杉並第六	杉並第一	杉並第二	杉並第四	杉並第七	杉並第八	東田	馬橋	堀之内
6	杉並第七	杉並第一	杉並第二	杉並第五	杉並第六	西田	桃井第二		
7	杉並第八	杉並第三	杉並第四	杉並第六	杉並第十	堀之内			
8	杉並第九	杉並第一	杉並第五	馬橋	桃井第五	沓掛			
9	杉並第十	杉並第三	杉並第八	堀之内	和田	済美			
10	西田	杉並第二	杉並第七	桃井第二	荻窪	高井戸			
11	東田	杉並第二	杉並第六	堀之内	松ノ木				
12	馬橋	杉並第一	杉並第四	杉並第六	杉並第九				
13	桃井第一	若杉	桃井第二	桃井第三	四宮	井荻	沓掛	三谷	
14	桃井第二	杉並第五	杉並第七	若杉	西田	桃井第一	桃井第三	荻窪	
15	桃井第三	桃井第一	桃井第二	荻窪	井荻	高井戸第四	松庵		
16	桃井第四	井荻	三谷						
17	桃井第五	杉並第九	四宮	沓掛	八成				
18	四宮	桃井第一	桃井第五	沓掛	八成	三谷			
19	荻窪	西田	桃井第二	桃井第三	高井戸	高井戸第四	久我山		
20	井荻	桃井第一	桃井第三	桃井第四	松庵	三谷			
21	沓掛	杉並第五	杉並第九	若杉	桃井第一	桃井第五	四宮		
22	高井戸	杉並第二	西田	荻窪	浜田山	富士見丘	高井戸東	久我山	
23	高井戸第二	高井戸第四	松庵	富士見丘	久我山				
24	高井戸第三	浜田山	永福	高井戸東	永福南				
25	高井戸第四	桃井第三	荻窪	高井戸第二	松庵	久我山			
26	松庵	桃井第三	井荻	高井戸第二	高井戸第四				
27	浜田山	杉並第二	高井戸	高井戸第三	永福	松ノ木	高井戸東		
28	富士見丘	高井戸	高井戸第二	高井戸東	久我山				
29	大宮	新泉	方南	永福	済美	松ノ木	和泉		
30	新泉	大宮	方南	和泉					
31	堀之内	杉並第六	杉並第八	杉並第十	東田	済美	松ノ木		
32	和田	杉並第十	方南	済美					
33	方南	大宮	新泉	和田	済美				
34	永福	高井戸第三	浜田山	大宮	松ノ木	和泉	永福南		
35	済美	杉並第十	大宮	堀之内	和田	方南	松ノ木		
36	八成	桃井第五	四宮						
37	三谷	桃井第一	桃井第四	四宮	井荻				
38	松ノ木	杉並第二	東田	浜田山	大宮	堀之内	永福	済美	
39	和泉	大宮	新泉	永福	永福南				
40	高井戸東	高井戸	高井戸第三	浜田山	富士見丘				
41	久我山	荻窪	高井戸	高井戸第二	高井戸第四	富士見丘			
42	永福南	高井戸第三	永福	和泉					
43	天沼	杉並第一	杉並第七	杉並第九	桃井第一	桃井第二	沓掛		

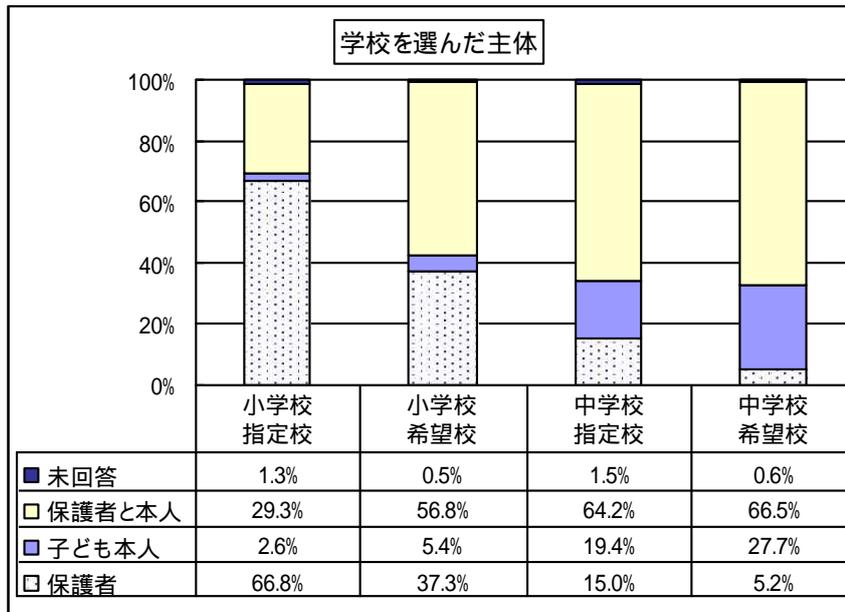
【中学校】

指定校		隣接校							
1	高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷					
2	高南	高円寺	阿佐ヶ谷	松ノ木	和田				
3	杉森	高円寺	阿佐ヶ谷	天沼	東原				
4	阿佐ヶ谷	高円寺	高南	杉森	東田	松溪	天沼	松ノ木	
5	東田	阿佐ヶ谷	松溪	高井戸	松ノ木				
6	松溪	阿佐ヶ谷	東田	天沼	井荻	神明	宮前	高井戸	
7	天沼	杉森	阿佐ヶ谷	松溪	東原	中瀬	井荻	神明	
8	東原	杉森	天沼	中瀬					
9	中瀬	天沼	東原	井荻	井草				
10	井荻	松溪	天沼	中瀬	井草	荻窪	神明		
11	井草	中瀬	井荻	荻窪					
12	荻窪	井荻	井草	神明					
13	神明	松溪	天沼	井荻	荻窪	宮前	西宮		
14	宮前	松溪	神明	富士見丘	高井戸	西宮			
15	富士見丘	宮前	高井戸	西宮					
16	高井戸	東田	松溪	宮前	富士見丘	向陽	松ノ木	大宮	
17	向陽	高井戸	大宮	和泉					
18	松ノ木	高南	阿佐ヶ谷	東田	高井戸	大宮	和田		
19	大宮	高井戸	向陽	松ノ木	泉南	和田	和泉		
20	泉南	大宮	和田	和泉					
21	和田	高南	松ノ木	大宮	泉南				
22	和泉	向陽	大宮	泉南					
23	西宮	神明	宮前	富士見丘					

資料 2

保護者に対するアンケート結果(平成 23 年 1 月実施)

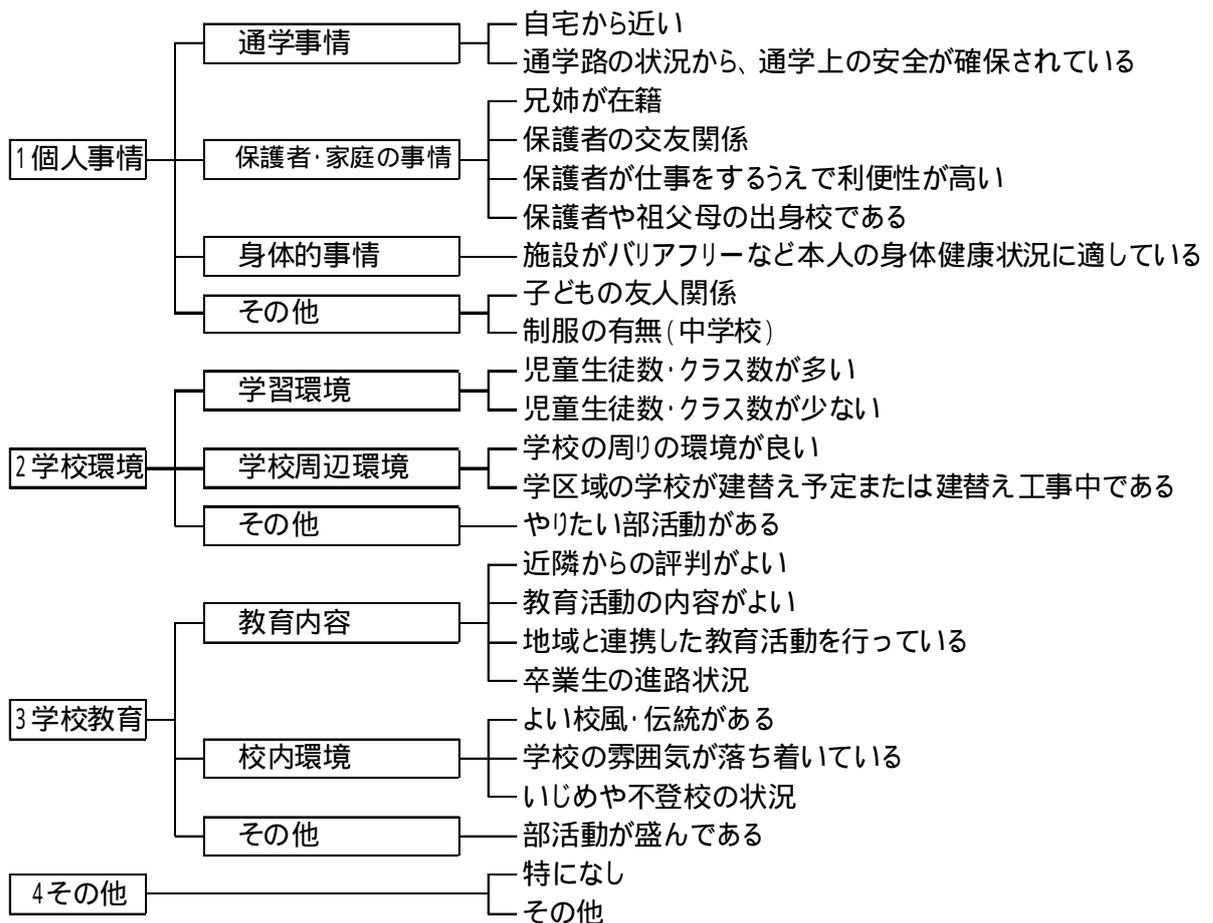
〔問 1〕 学校を選ぶ際に、どなたが判断しましたか。



〔問 2〕 どのような理由で入学を決めましたか。(5 つまで回答可)

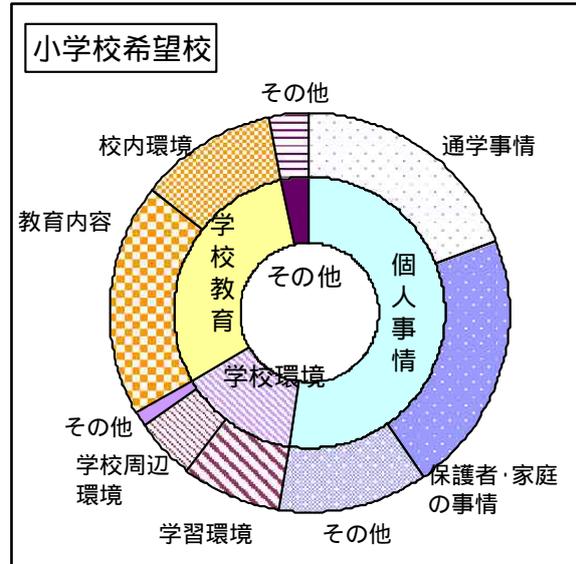
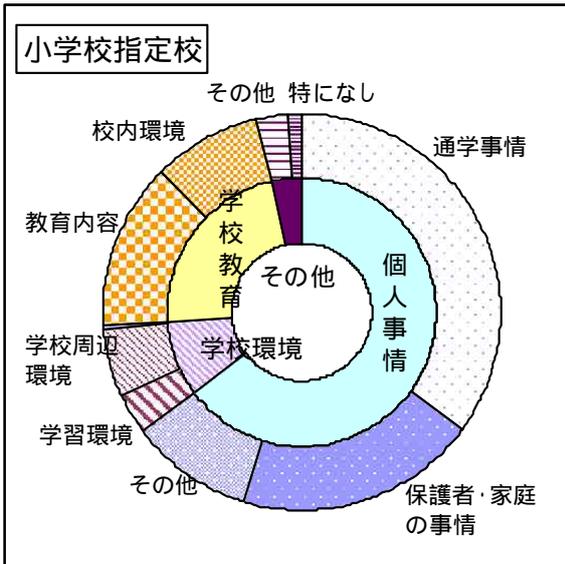
集計に際しては、24 の選択項目を大きく 3 つに分類し、それを更に細分化している。

学校を選んだ理由: 選択項目分類表

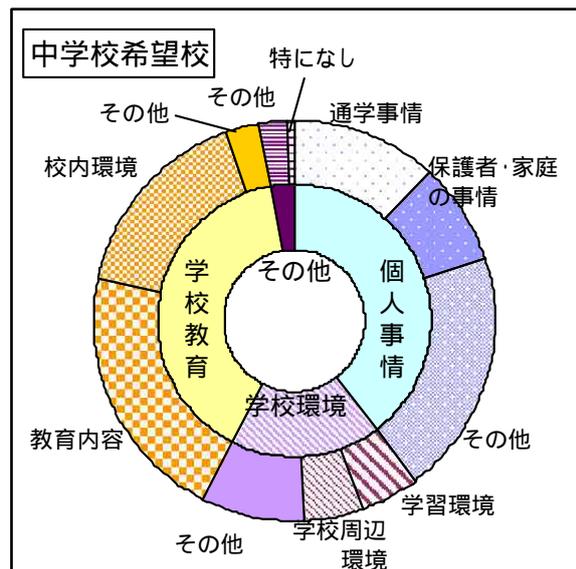
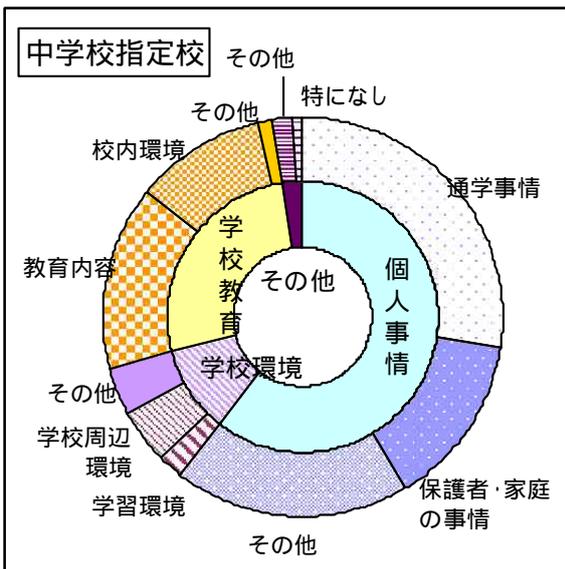


学校を選んだ理由 理由別内訳

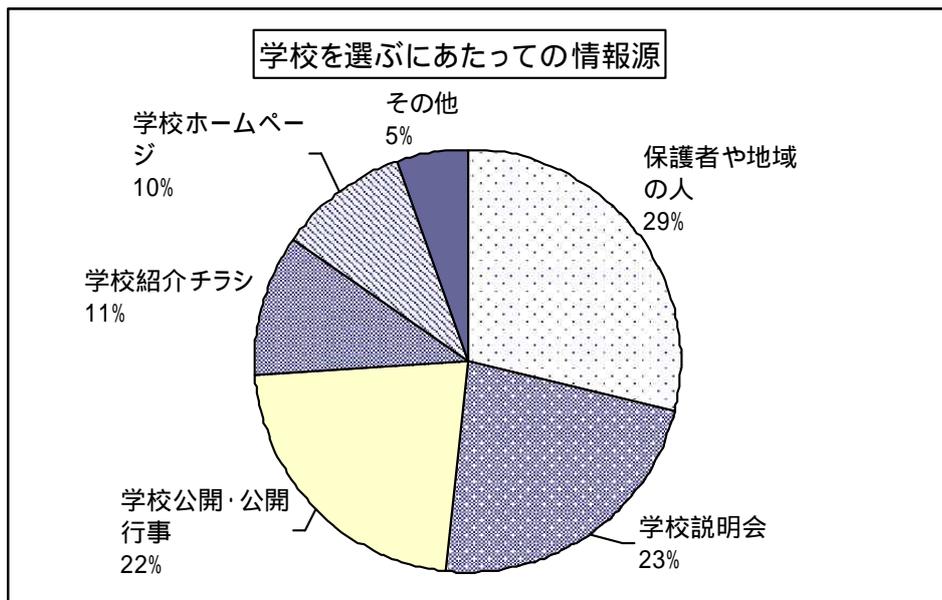
【小学校】



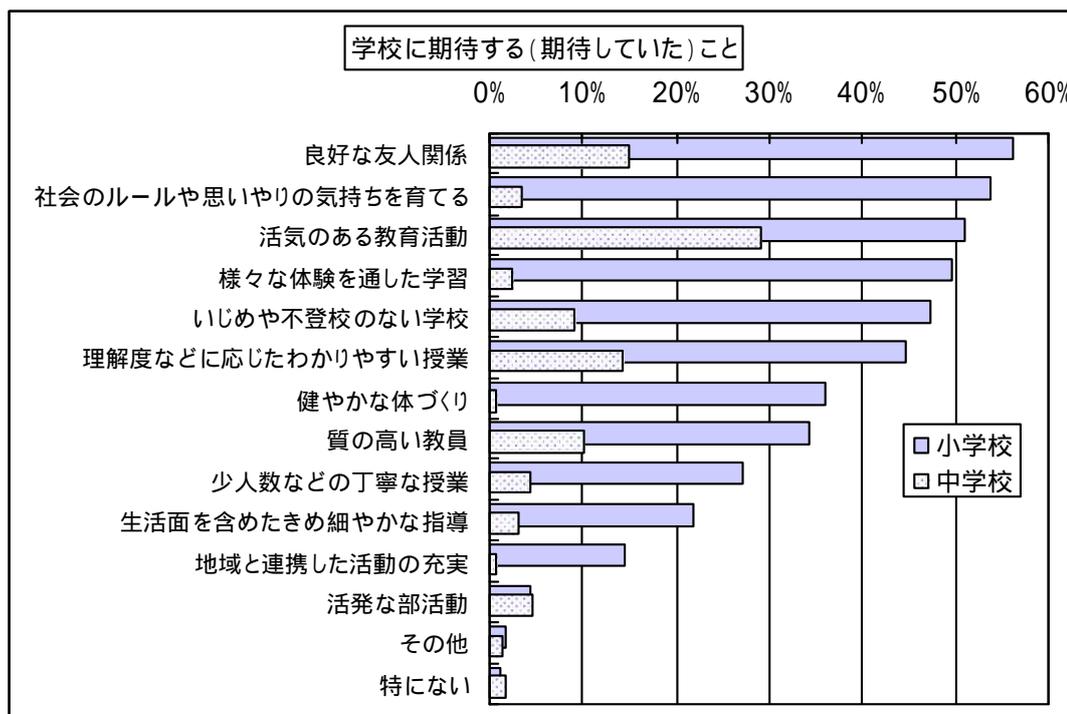
【中学校】



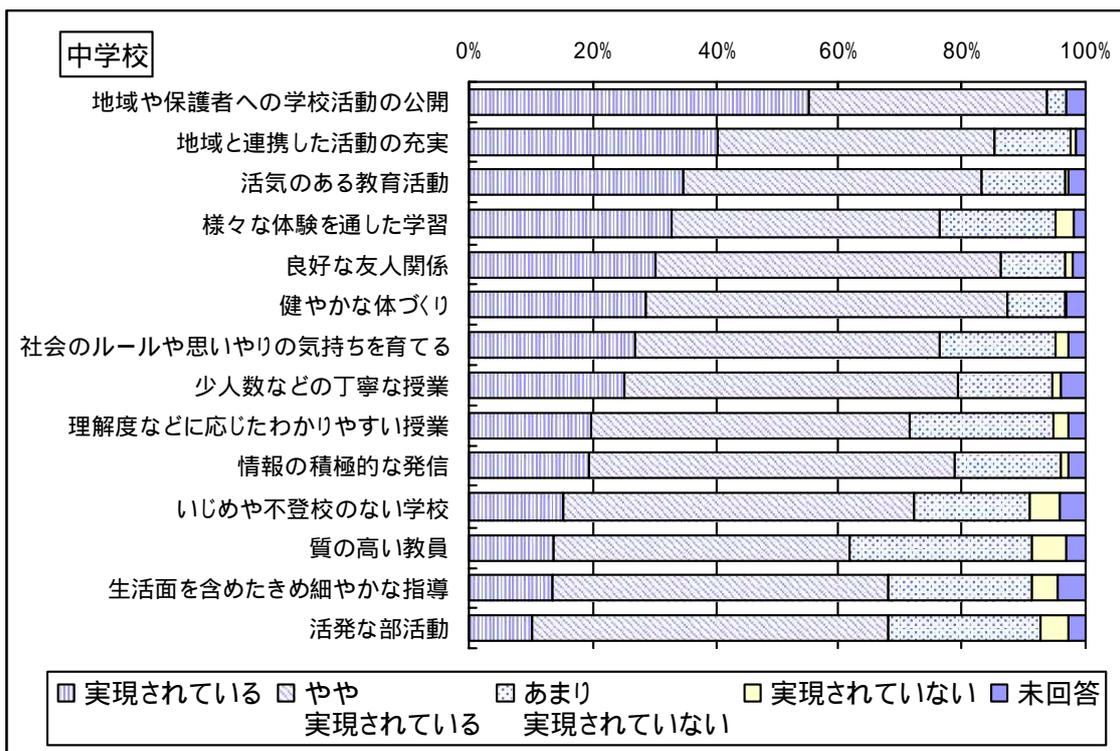
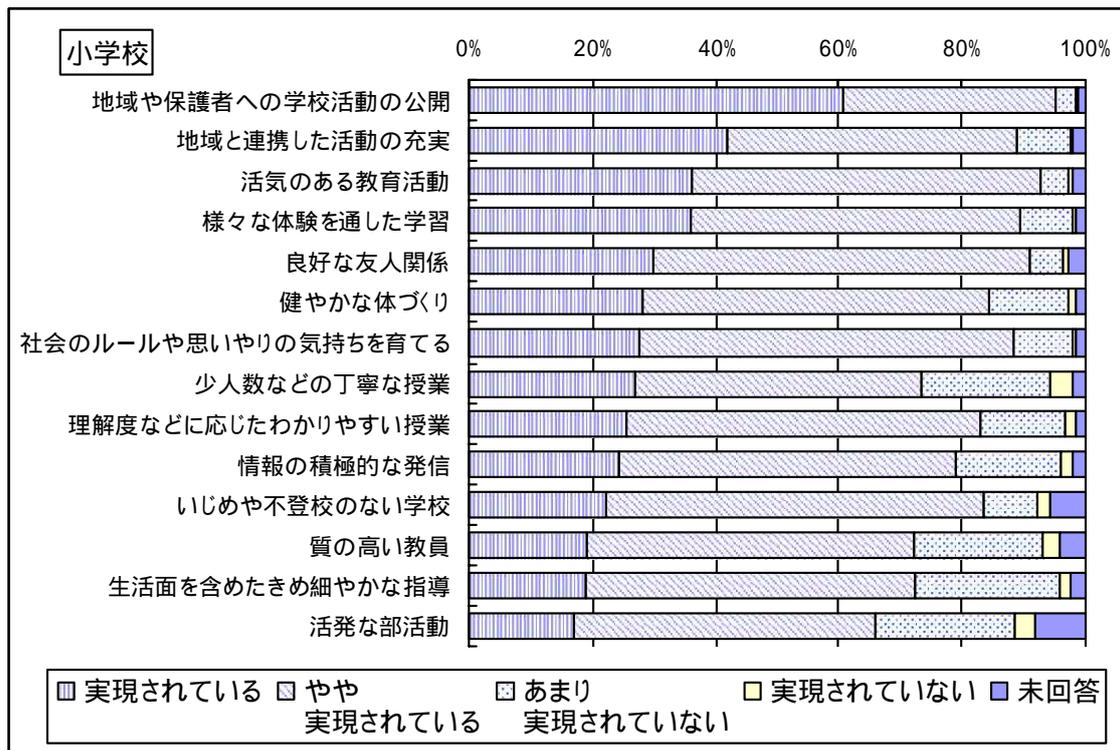
〔問3〕 学校を選ぶ際に、学校の情報をどこから収集しましたか。



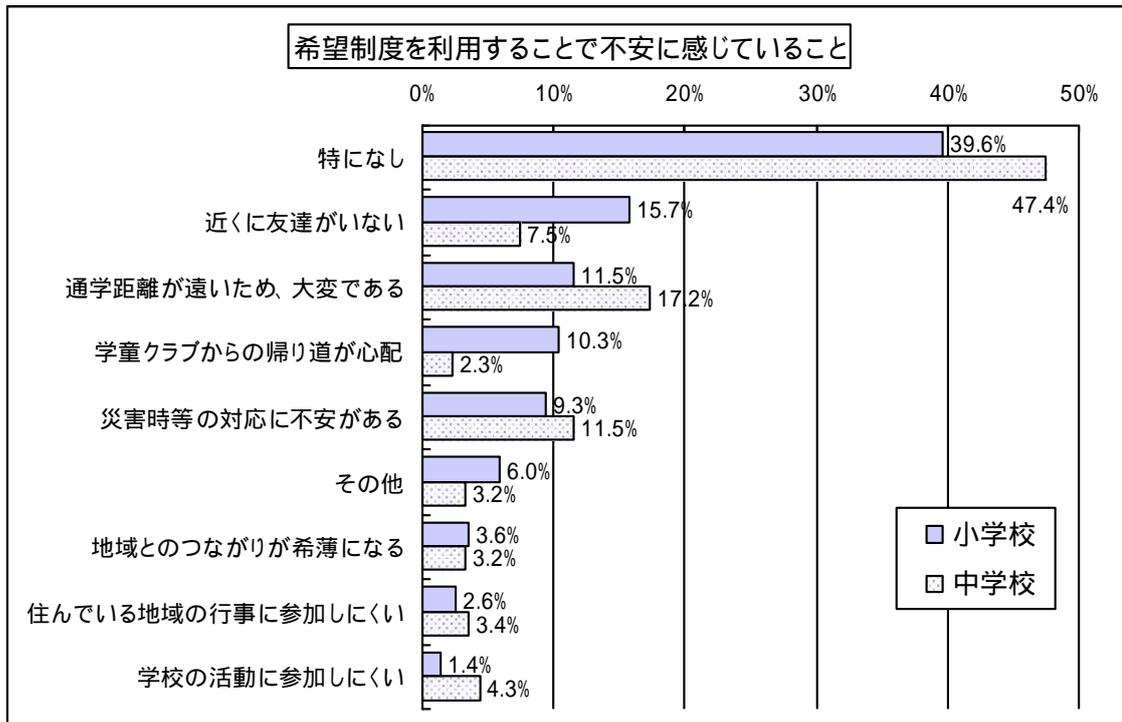
〔問4〕 入学する学校に期待していた（期待する）ことはなんですか。（5つまで）



〔問5〕在籍校では、次のような取り組みが実現されていると思われますか。各項目について、最も近い考えに をしてください。



〔問6〕(学校希望制度を利用した方にお聞きします)在籍校の学区域外から通学することで、不安や不便を感じていることはありますか。



学校関係者に対するアンケート結果(平成 23 年 7 月実施)

- 1 学校希望制度は制度開始から 10 年を迎えました。この間の学校を取り巻く状況等を踏まえ、制度に対する全般的なご意見をお聞かせください。

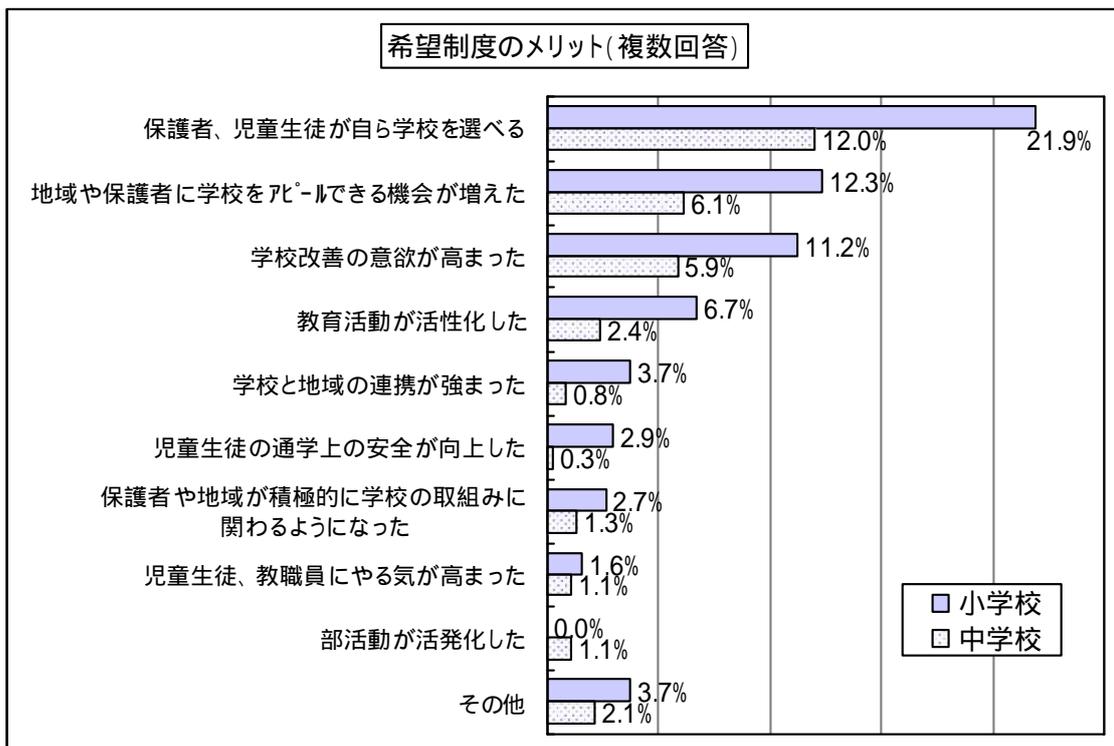
主な積極的意見

- ・ 特色づくりの点で効果的、学校が活性化、独自色を打ち出し努力している
- ・ 基本的には大きな問題もなく、広く定着している制度であり、撤廃は考えにくい
- ・ 健全な競争原理が働き、熱心に学校改善に取り組むようになった
- ・ 子どもの個性や各家庭の事情に合った学校を選択できる制度は良い
- ・ 地域と一体となった教育活動、特色ある教育活動と希望制度は関連性があり、見直しは他に歪みを生じる
- ・ 学校の存在が地域に浸透し、保護者が学校教育を考える一つの契機になっている

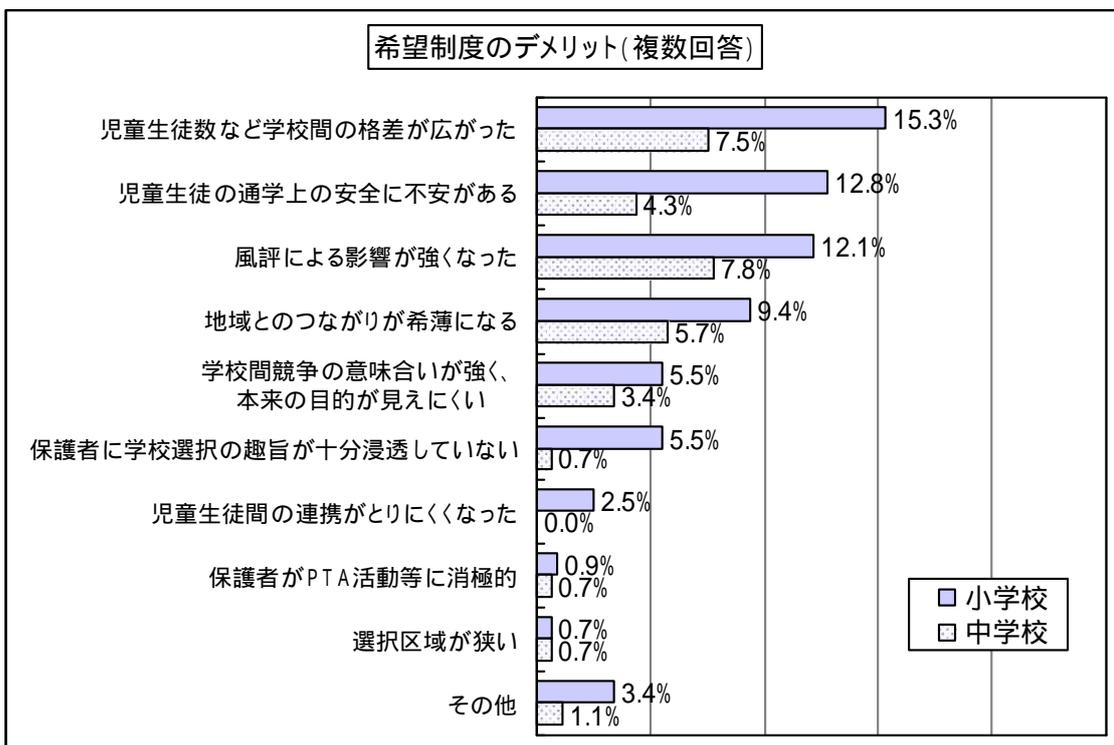
主な消極的意見

- ・ 地域とのつながりが希薄で、公立のよさが半減しており、学校間格差が広がったため学校・保護者の負担が大きい
- ・ 地域運営学校、小中一貫教育など地域との連携を強化する政策との間に矛盾を感じる
- ・ 希望制度は、学校選択権を保護者に与えているが、地域の支えあいの精神、安心感、一体感を奪うに等しい
- ・ 地域で育てる学校といいながら、地域の努力が生かされていない
- ・ 小中一貫教育や CS など、学校が地域コミュニティの拠点という方向性や合理性から整理が必要
- ・ 魅力ある学校、開かれた学校は全体的な取り組みで十分達成できた
- ・ 児童数増加、教室数不足が懸念されるほか、遠距離通学の児童の安全面が心配
- ・ 公立学校間の競争原理よりも、公立学校の品質と向上心を持ち、どの学校へ通学しても安心な状況を作ることが重要
- ・ 単学級という理由で他校へ流れる事実があり廃止するしかない
- ・ 教育活動内容よりも友達関係等や設備の優劣など目に見える要素だけで選択している
- ・ 私立の滑り止めとしての役割を担っている
- ・ 制度維持のために児童の学習環境が損なわれている希望制は疑問
- ・ 選択できる点のみが周知されており、選んで終わりでは意味がない
- ・ 希望制度は公立小学校になじまず、小学校での選択制は見直すべき
- ・ 生徒数が増えたことが良い教育環境とはいえず、特色があまり見えない
- ・ 希望制度の実施は、結果として児童の取り合いように見えてしまう

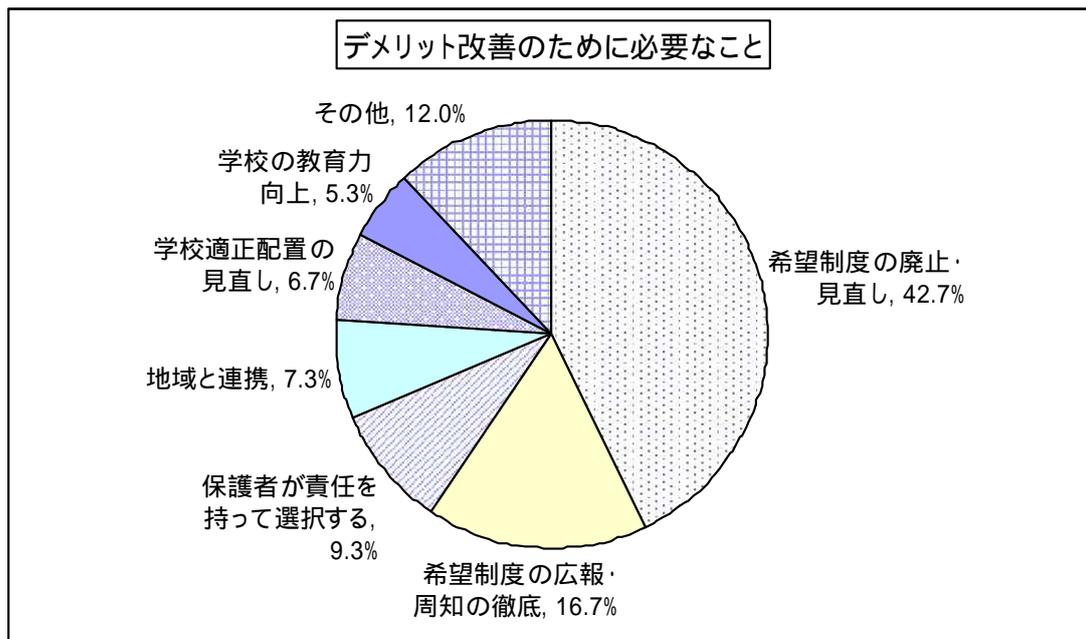
2 この制度に対するメリットはどのような点にあるとお考えですか。以下の選択肢からお選びください。(3つまで)



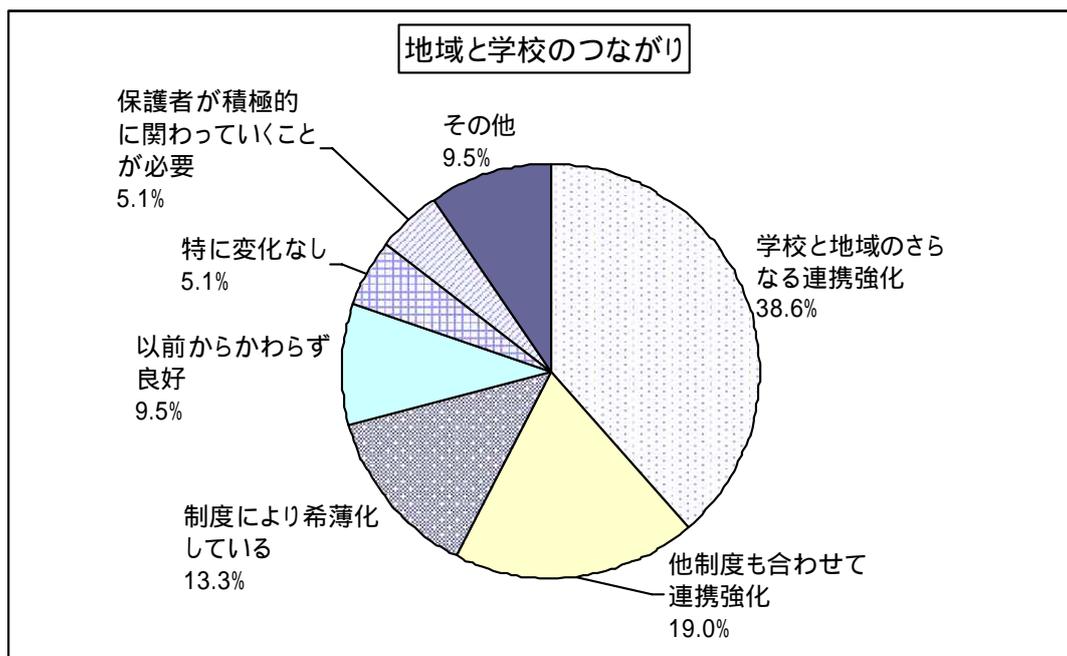
3 制度のデメリットはどのような点にあるとお考えですか。以下の選択肢からお選びください。(3つまで)



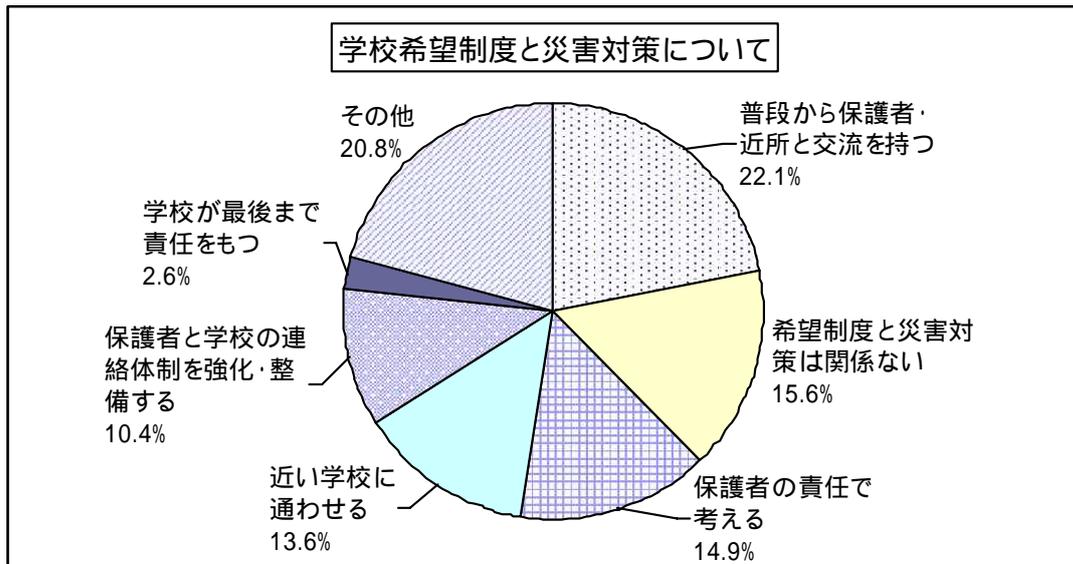
4 3でお答えいただいたデメリットを改善するために必要なことは何だと思えますか。



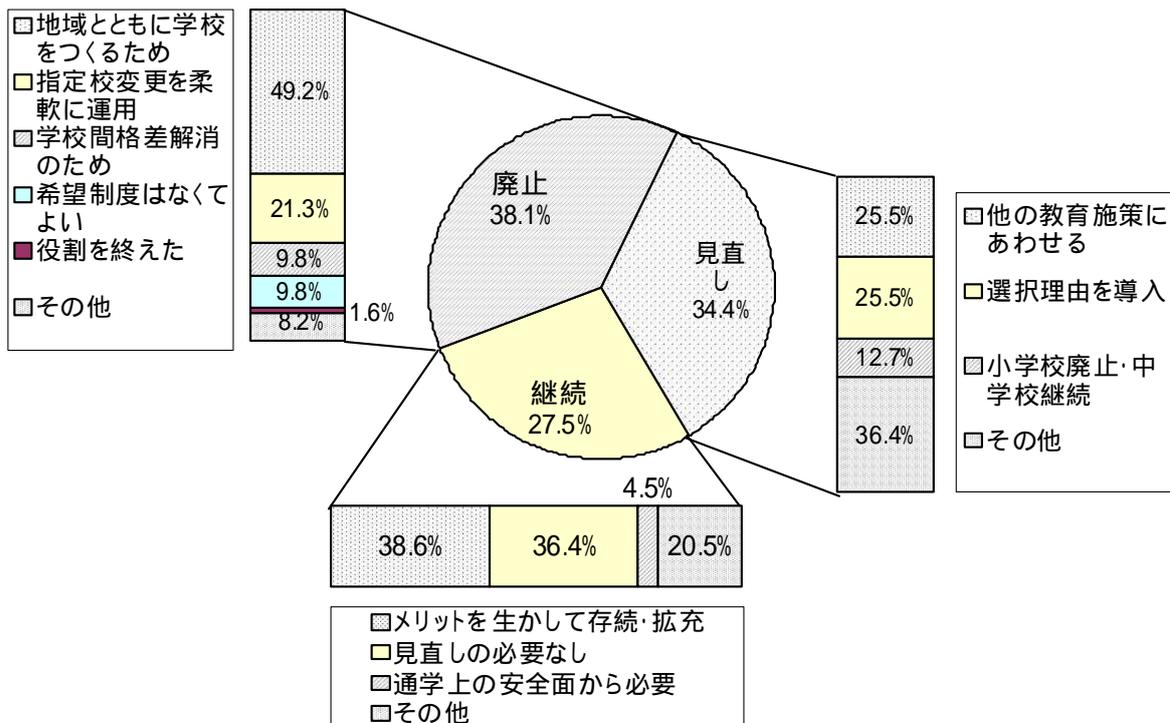
5 地域と学校とのつながりについてはどのようにお考えですか。



6 3月11日の東日本大震災以降、登下校中の児童・生徒の安全・安心をどう守っていくかが課題となってきています。学校希望制度と災害対策について、ご意見をお聞かせください。



7 現在、学校希望制度についてはそのあり方について検討を行っておりますが、貴職において、見直しの方向性はどのようなことが妥当とお考えですか。



杉並区学校希望制度検討会 設置要領

平成 23 年 5 月 19 日
23 杉教第 2531 号

(設置)

第1条 魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりの促進を目指して実施してきた「杉並区学校希望制度」の見直しを行うため、杉並区学校希望制度検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 学校希望制度のあり方
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学校長代表
- (2) 学校 PTA 代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 教育委員会事務局次長
- (5) 教育改革担当部長
- (6) 教育委員会事務局参事(特命事項担当)
- (7) 教育委員会事務局庶務課長
- (8) 教育委員会事務局教育改革推進課長
- (9) 教育委員会事務局統括指導主事
- (10) 教育委員会事務局学校適正配置担当課長
- (11) 済美教育センター副所長
- (12) 教育委員会事務局学務課長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から教育長への報告の日までとする。

(委員長)

第5条 検討会の委員長は教育委員会事務局次長とする。

(会議)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、委員長が検討会に諮り定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 5 月 19 日から適用する。
- 2 この要領は、教育長への報告をもって廃止する。

資料5

杉並区学校希望制度検討会委員名簿

	役 職 名	氏 名
1	教育委員会事務局次長	吉 田 順 之
2	杉並区立天沼小学校長	中 島 豊
3	杉並区立中瀬中学校長	風 見 章
4	杉並区立小学校 P T A 連合協議会長	大 浦 留美子
5	杉並区立中学校 P T A 協議会長	巖 榎 敦 子
6	学校教育関係者（学校支援本部）	村 上 久美子
7	学校教育関係者（学校支援本部）	伊 井 希志子
8	学校教育関係者（C S 委員）	安 住 一 成
9	学校教育関係者（地域教育推進協議会運営委員）	田 中 一 惠
10	教育委員会事務局教育改革担当部長	渡 辺 均
11	教育委員会事務局参事（特命事項担当）	田 中 哲
12	教育委員会事務局庶務課長	北 風 進
13	教育委員会事務局教育改革推進課長	齊 藤 俊 朗
14	教育委員会事務局統括指導主事	白 石 高 士
15	教育委員会事務局適正配置担当課長	幸 内 正 治
16	済美教育センター副所長	田 中 稔
17	（事務局）教育委員会事務局学務課長	日 暮 修 通

検討会開催日程

	日時・場所	検討テーマ
第1回	平成23年5月31日(火) 14時30分～16時 教育委員会室	検討会の設置について (1) これまでの経緯 (2) 検討の目的 意見交換
第2回	平成23年6月30日(木) 13時30分～15時 第7会議室	魅力ある教育活動及び開かれた学校づくりについて
第3回	平成23年7月21日(木) 10時～12時 教育委員会室	希望制度における課題の整理 (1) 学校希望制度による児童生徒数への影響 (2) 地域とのつながりと安心・安全の確保 (3) 保護者の意向と学校選択
第4回	平成23年8月11日(木) 15時～17時 第7会議室	アンケートを踏まえた学校希望制度の評価
第5回	平成23年11月1日(火) 10時～12時 第1委員会室	小中一貫教育について 学校希望制度検討会報告書について
第6回	平成23年12月15日(木) 15時～16時30分 教育委員会室	学校希望制度検討会報告書について 学校希望制度の今後の方向性について
第7回	平成24年2月9日(木) 15時30分～16時30分 理事者控室	学校希望制度検討会報告書について
第8回	平成24年2月29日(水)～ 3月12日(月) 持ち回り会議	学校希望制度検討会報告書について